第百二十五条の次に次の一条を加える。

（関係者の連携及び協力）

第百二十五条の二　国、地方公共団体、推進法人、都市開発事業を施行する民間事業者その他の関係者は、都市の滞在者等の快適性の向上又は利便の増進その他の都市の魅力及び活力の向上を図るためには、多様な主体が相互に連携及び協力を図ることが重要であることに鑑み、都市の再生に資する情報の共有その他相互の連携及び協力に努めるものとする。

第百二十九条を次のように改める。

第百二十九条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一　第六十二条の九第一項又は第二項（これらの規定を第百六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、第六十二条の九第一項又は第二項に規定する行為をしたとき。

二　第六十二条の十第二項又は第三項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第二項又は第三項に規定する行為をしたとき。

三　第六十二条の十第五項の規定による市町村長の命令に違反したとき。

附則第三条中「平成三十四年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

（都市計画法の一部改正）

第二条　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第五十八条の三」を「―第五十八条の四―第五十八条の十二」に、「第九十七条」を「第九十八条」に改める。

第八条第一項第四号の二中「居住調整地域」の下に「、同法第九十四条の二第一項の規定による居住環境向上用途誘導地区」を加え、同条第四項中「都市再生特別地区」の下に「、居住環境向上用途誘導地区」を加える。

第十二条の五第七項第三号中「事項」の下に「（次号に該当するものを除く。）」を加え、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　現に存する農地（耕作の目的に供される土地をいう。以下同じ。）で農業の利便の増進と調和した良好な居住環境を確保するため必要なものにおける土地の形質の変更その他の行為の制限に関する事項

第三十三条第一項第一号イ中「特定用途制限地域」の下に「、居住環境向上用途誘導地区」を、「第四十九条の二」の下に「、第六十条の二の二第四項」を加え、同項第八号中「又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築又は建設」を削り、「土砂災害特別警戒区域」の下に「（次条第八号の二において「災害危険区域等」という。）」を加える。

第三十四条第八号の次に次の一号を加える。

八の二　市街化調整区域のうち災害危険区域等その他の政令で定める開発行為を行うのに適当でない区域内に存する建築物又は第一種特定工作物に代わるべき建築物又は第一種特定工作物（いずれも当該区域外において従前の建築物又は第一種特定工作物の用途と同一の用途に供されることとなるものに限る。）の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為

第三十四条第十一号中「うち、」の下に「災害の防止その他の事情を考慮して」を加え、同条第十二号中「として、」の下に「災害の防止その他の事情を考慮して」を加える。

第五十二条第一項中「（耕作の目的に供される土地を除く。）」を削る。

第五十八条の十一中「第五十八条の九」を「第五十八条の十」に改め、第三章第五節中同条を第五十八条の十二とし、第五十八条の十を第五十八条の十一とし、第五十八条の四から第五十八条の九までを一条ずつ繰り下げる。

第五十八条の三中「前条」を「前二条」に改め、第三章第四節中同条を第五十八条の四とする。

第五十八条の二の次に次の一条を加える。

（建築等の許可）

第五十八条の三　市町村は、条例で、地区計画の区域（地区整備計画において第十二条の五第七項第四号に掲げる事項が定められている区域に限る。）内の農地の区域内における第五十二条第一項本文に規定する行為について、市町村長の許可を受けなければならないこととすることができる。

2　前項の規定に基づく条例（以下この条において「地区計画農地保全条例」という。）には、併せて、市町村長が農業の利便の増進と調和した良好な居住環境を確保するために必要があると認めるときは、許可に期限その他必要な条件を付することができる旨を定めることができる。

3　地区計画農地保全条例による制限は、当該区域内における土地利用の状況等を考慮し、農業の利便の増進と調和した良好な居住環境を確保するため合理的に必要と認められる限度において行うものとする。

4　地区計画農地保全条例には、第五十二条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定の例により、当該条例に定める制限の適用除外、許可基準その他必要な事項を定めなければならない。

第七十五条の十中「第百九条の五第二項」を「第百九条の十四第二項」に、「第四十六条第十七項」を「第四十六条第二十六項」に改める。

第九十二条第九号中「第五十八条の七」を「第五十八条の八」に改める。

第九十二条の二中「第五十八条の八第二項」を「第五十八条の九第二項」に改める。

第九十七条を第九十八条とし、第九十六条の次に次の一条を加える。

第九十七条　第五十八条の三第一項の規定に基づく条例には、これに違反した者に対し、五十万円以下の罰金を科する規定を設けることができる。

（建築基準法の一部改正）

第三条　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

目次中「都市再生特別地区」の下に「、居住環境向上用途誘導地区」を加え、「・第六十条の三」を「―第六十条の三」に改める。

第二条第二十一号中「都市再生特別地区」の下に「、居住環境向上用途誘導地区」を加える。

第三条第三項第二号中「第五十二条第一項第七号」を「第五十二条第一項第八号」に改める。

第五十条中「都市再生特別地区」の下に「、居住環境向上用途誘導地区」を加える。

第五十二条第一項第一号中「第六号」の下に「及び第七号」を加え、同項第二号中「（第六号」の下に「及び第七号」を加え、「及び第六号」を「から第七号まで」に改め、同項第三号及び第四号中「第六号」の下に「及び第七号」を加え、同項第五号中「第六号」を「第七号」に改め、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　居住環境向上用途誘導地区内の建築物であつて、その全部又は一部を当該居住環境向上用途誘導地区に関する都市計画において定められた数値　当該居住環境向上用途誘導地区に関する都市計画において定められた誘導すべき用途に供するもの

第五十二条第八項中「建築物（」の下に「居住環境向上用途誘導地区内の建築物であつてその一部を当該居住環境向上用途誘導地区に関する都市計画において定められた誘導すべき用途に供するもの及び」を加え、「であつて、」を「であつて」に改める。

第五十七条の二第三項第一号中「及び第六号」を「から第七号まで」に改める。

第三章第四節の二の節名中「都市再生特別地区」の下に「、居住環境向上用途誘導地区」を加える。

第六十条の二第五項中「次条第二項」を「第六十条の三第二項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（居住環境向上用途誘導地区）

第六十条の二の二　居住環境向上用途誘導地区内においては、建築物の建蔽率は、居住環境向上用途誘導地区に関する都市計画において建築物の建蔽率の最高限度が定められたときは、当該最高限度以下でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

一　公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で、公益上必要なもの

二　学校、駅舎、卸売市場その他これらに類する公益上必要な建築物で、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの